

令和2年第3回臨時町議会

—— 行政報告 ——

令和2年4月20日提出

俱知安町長 文字一志

行政報告

(総務課関連)

1 新型コロナウイルス感染症対応について

第1回定例会の行政報告後の対応についてご報告申し上げます。

3月9日、北海道内の感染患者が100名を超え、また札幌市内でクラスター感染が発生した状況から、全庁挙げての対応が必要と判断し、同日「倶知安町新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置、第1回対策本部会議を開催して、各部の役割の確認、町内で感染患者が発生した場合、職員が感染患者となった場合の対応、消毒用資材の準備状況や消毒にあたる職員の指定、小・中学校の卒業式の状況などについての確認と認識の統一を行いました。

その後、2月28日に北海道で発せられた「緊急事態宣言」が3月19日に終了し、3月20日からの「新型コロナウイルス感染症の危機克服に向け道民・事業者一丸となって戦う新たなステージへ」を受け、美術館などの社会教育施設の再開を検討し、感染予防・拡大防止処置が可能なものは、条件付きではありますが逐次、再開しておりました。

3月26日、北海道より本町で新型コロナウイルス感染症患者1名が発生したとの連絡を受け、第2回対策本部会議を開催し、情報の共有を行いました。

翌3月27日、第3回対策本部会議を開催し、26日発生した新型コロナウイルス感染症患者の方の公開情報等を確認するとともに、町民のくらしや経済等への影響を最小限にとどめる方策、今後、懸念される事項等について確認・検討を

行いました。

3月29日、衆議院議員 中村裕之 氏に「要望書」を手交いたしました。

4月7日、新型インフルエンザ対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が国から行われたことから、「倶知安町新型コロナウイルス感染症対策本部」は、3月9日に町の自主判断で設置したものから、新型インフルエンザ対策特別措置法第34条に基づく設置へと変わっております。

同日夕、防災行政無線により、新型コロナウイルス感染症の感染防止、拡大防止協力などについての呼びかけを行いました。

また、4月13日、羊蹄山麓町村長会議において、①ゴールデンウィークに向け、人の移動による感染リスクが高まることから、山麓統一のチラシを作成し、地域の皆様に感染拡大防止のお願いを行うこと、②それぞれが備蓄しているマスクを、患者の発生等によりマスクが不足している町村へ融通すること、③役場職員に感染者が発生し、役場機能に支障をきたす場合、町村協力によるバックアップとしての職員派遣を行うことなどの、柔軟かつ迅速な協力体制を整えていくことを申し合わせました。

4月16日、国の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が7都府県から全国に拡大され、その中で北海道は「特定警戒都道府県」に位置づけられました。

これに伴い町といたしましては、翌4月17日、第4回対策本部会議を開催し、各課の対応状況の確認と今後について協議しました。

各施設関係につきましては、4月20日から5月6日まで小・中学校は臨時休業、放課後児童クラブについては、8時から18時まで拡大、くっちゃん保育所ぬくぬくは通常開設、

各幼稚園については、1号認定は休園、ただし一時預かりについては相談により実施、2号・3号認定については通常開設としていますが、いずれも家庭で保育が可能な場合は施設の利用を自粛していただくよう保護者に協力をお願いすることとしました。

なお、南児童館と子育て支援センターについては4月20日から閉館とし、社会教育施設については4月18日から5月6日まで全施設の休館等を決定いたしました。

さらに、今後の経済対策の検討について指示したところで

す。

新型コロナウイルス感染症の収束は全く見えない状況ではありますが、引き続き、感染拡大防止対策と町民の暮らしを守ることに、全庁挙げて取り組んでまいります。

(税務課関連)

1 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を鑑みた令和2年度宿泊税の申告納入期限の緩和措置について

昨年11月に導入した宿泊税につきましては、現段階で令和元年度の決算見込額としては、約1億7500万円を見込んでおります。予算額に対し87.5%となりますが、減収の原因として例年になく少雪の影響が大半であると認識しておりますが、2月宿泊分においては、少雪の影響もさることながら「世界各国が新型コロナウイルス感染症拡大防止のために出入国の管理措置を発動させていること」などに伴い、外国人観光客が予定を早めて本国に帰国するなどの動きも一部見受けられ、多少影響があったものと分析しています。ま

た、令和2年度の収入となる3月宿泊分については、外国人観光客のみならず国内旅行者も外出自粛などの影響が申告に如実に現れてきており、想定している税収が大幅に減る見込みとなっています。

こうした背景から、申告納入の提出期限の特例等に関することなどについて事業者からの問合せ・相談も増えており、本町としても新型コロナウイルス感染者を増やさないことはもとより地域経済へのダメージの軽減、事業者の事務負担軽減策として、令和2年度に限り、現行の特例適用要件に関わらず申請により宿泊税の申告納入を3か月分を取りまとめることができるよう、申告期限の延長の特例を実施することとします。

議員各位におかれましては、本町独自の特殊事情をご賢察の上ご理解を賜りますようお願いいたします。

(まちづくり新幹線課関連)

1 新型コロナウイルス対策としての倶知安町による経済対策の実施について

新型コロナウイルスの影響による、町内での消費活動の落ち込みや景気の後退、事業者の円滑な資金繰りに対処するために、次の3点の事業に対し補助・助成を行います。

1点目として、倶知安商店連合会が例年実施していますプレミアム商品券事業につきまして、販売規模を例年の6千万円から1億2千万円に倍増するとともに、これまで参加店が負担していた事務手数料等につきましても、全額町が負担することといたしました。

商店連合会会員以外の参加店についても新規募集を行っ

た上で、準備が整い次第、6月には第1弾として販売する予定となっております。

2点目として、昨今の自粛要請により、特に打撃を受けている町内飲食店への客足回帰の一助として、中心街活性化プロジェクト実行委員会が行う「倶知安グルメスタンプラリー」に対し補助を行うことといたしました。

これにつきましては、スタンプラリー方式を採用する事で、個人が複数回違うお店を利用することになることや、実施期間が来年の3月までと長期間に渡り実施されるものであります。

また、あわせて倶知安観光協会が5月から実施する「NISEKO くっちゃんエール飯」では、テイクアウトやデリバリーのできるお店を紹介し、町民みなでご利用いただくことで飲食店の応援を行うとともに、くっちゃんの魅力あるお店の再発見につなげ、収束後の町内における人の流れの復活にも期待をしております。

3点目として、町内の中小企業等が資金繰りのために、信用保証協会によるセーフティネット保証等を利用して融資を受ける際に負担する信用保証料について、倶知安町独自の支援策として、1事業者1回限り25万円を限度として助成を実施することといたしました。

なお、適用期間につきましては、事業者支援の観点から、新型コロナウイルスの影響が出始めた、2月まで遡っての適用を予定しています。

以上、これら事業への必要経費につきまして、今臨時議会に補正予算として所要額の計上をさせていただきましたので、議員各位におかれましては、なにとぞご理解の程よろしくお願いいたします。